

指定介護予防支援事業所あいとぴあ地域包括支援センター運営規程

平成 27 年 3 月 20 日
規程第 1 号

改正 令和 3 年 5 月 21 日規程第 9 号

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人狛江市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が開設する指定介護予防支援事業所あいとぴあ地域包括支援センター（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援事業（以下「支援」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（以下「従業者」という。）が支援の対象者（以下「利用者」という。）に対し、適正な支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 従業者は、総合性、包括性及び継続性の視点に立って利用者にとって効果的かつ効率的な支援を行うものとする。

2 支援の実施に当たっては、関係区市町村、地域の保健・医療、福祉サービス提供機関及び住民組織との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 あいとぴあ地域包括支援センター
- (2) 所在地 東京都狛江市元和泉二丁目 35 番 1 号 あいとぴあセンター内
(従業者の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名 管理者は、従業者の管理及び事業の管理を一元的に行う。
- (2) 保健師 1 名以上 保健師は、主として介護予防ケアマネジメント業務に当たる。
- (3) 主任介護支援専門員 1 名以上 主任介護支援専門員は、主として包括的・継続的ケアマネジメント業務に当たる。
- (4) 社会福祉士 1 名以上 社会福祉士は、主として総合相談業務及び権利擁護相談業務に当たる。
- (5) 精神保健福祉士 1 名以上 精神保健福祉士は、主として精神疾患等に罹患した方及びその家族等の相談業務に当たる。
- (6) 介護支援専門員 1 名以上 介護支援専門員は、主として介護予防サービス計画（以下「計画」という。）の作成業務に当たる。
- (7) 事務職員 1 名 事務職員は、支援の提供に必要な事務を行う。

2 前項の従業者は、あいとぴあ地域包括支援センター従業者と兼務することができる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、第3号に定める休日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 休日 第3土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）とする。

(支援の提供方法及び内容)

第6条 従業者による支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談は、事業所、利用者の居宅及びその他適切と認められる場所において行うものとする。
- (2) 利用者及びその家族との面接により、総合的な課題を把握し、利用者が自立した日常生活を営むために必要な目標を設定するものとする。
- (3) サービス担当者会議を通じ、前号の目標を達成するために行うべき支援内容及び期間を定めた計画を作成するものとする。
- (4) 指定介護予防サービス事業者からの報告及び利用者の継続的なアセスメントにより、計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画の変更等を行うものとする。
- (5) 計画期間の終了するときは、目標に照らした計画の達成状況について評価を行うものとする。
- (6) 支援の提供に当たっては、事業所及び利用者の居宅等において利用者及びその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいよう説明を行うとともに、必要な相談に応じるものとする。

2 従事者による支援の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 運動機能、栄養状態、口腔機能等特定の機能改善のみを目的とせず当該機能の改善や環境の調整等を通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援し生活の質の向上を目指す。
- (2) 利用者による主体的な取組を支援し、利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援する。
- (3) 日常生活における具体的な行為について、利用者の置かれた状態の特性を踏まえ適切な目標及び期間を設定し、利用者及び従業者との間で目標を共有する。
- (4) 利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本に、利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮する。
- (5) サービス担当者会議を通じて、複数の専門職が連携し、地域における様々な予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用する。

(6) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45に規定する地域支援事業及び法第18条第1号に規定する介護給付と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮する。

(7) 計画の策定に当たっては、利用者の個別性を重視した効果的なものとする。

(8) 利用者の機能の改善後についてもその状態の維持への支援に努める。

（支援の利用料等）

第7条 支援を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該支援が法定代理受領サービスであるときは無料とする。

2 支援に要した交通費は、その実費を徴収する。ただし、協議会が所有する自動車を使用した場合は、次の各号に定める額を徴収する。

(1) 往復の走行距離10キロメートル未満 200円

(2) 往復の走行距離10キロメートル以上 前号の額に1キロメートルあたり20円を加算した額

(3) 駐車場使用料 実費

3 協議会は、前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者及びその家族に対して事前に文書で説明の上、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けるものとする。

（緊急時等における対応）

第8条 従業者は、利用者の身体状況の急変、その他緊急事態が生じたときは適切な措置を講じた後、直ちに管理者に報告しなければならない。

2 管理者は、前項の報告を受けた場合は、速やかに狛江市に報告しなければならない。

（衛生管理対策）

第9条 事業所は、利用者の居宅、その他利用する設備について、手洗い、うがい、消毒等の日常的な励行、健康診断及び研修等により衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、狛江市元和泉、中和泉、西和泉及び東和泉の区域とする。

（研修）

第11条 事業所は、従業者の質的向上を図るため、次の各号に定める研修の機会を設けるとともに、業務体制の整備に努めるものとする。

(1) 採用時研修 採用後1月以内に実施する。

(2) 継続研修 おおむね年2回実施する。

(3) その他職務に必要と認められるもの。

（守秘義務）

第12条 従業者は、利用者及びその家族に関して知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 個人情報の取扱いについては、協議会の定める個人情報保護に関する方針を遵守しなければならない。

(苦情対応)

第 13 条 事業所は、利用者及び利用者の家族からの苦情に迅速かつ適切な対応を行うものとする。

(委任)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、協議会会長が別に定める。

付 則

この規程は、議決の日から施行する。

付 則 (令和 3 年 5 月 21 日規程第 9 号)

この規程は、議決の日から施行する。